

ホームメリット契約

(選択約款)

2022年9月1日実施

大牟田瓦斯株式会社

目 次

	頁
1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	2
5. 料金	3
6. 設置確認	3
7. 契約の変更又は解約	3
8. その他	3

1. 目的

この選択約款は、家庭用の厨房・給湯分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ、当社の供給設備の効率的な使用を行い、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の燃焼機器をいいます。
- (2) 「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (3) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器若しくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。
- (4) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。）を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が 90 パーセント以上である給湯器をいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8) 「単位料金」とは、基準単位料金または一般ガス供給約款に定める調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① 専用住宅又は 1 需要場所におけるガスメーターの能力が 10 立方メートル毎時以下の主として住居部分でガスをお使いになる併用住宅における需要であること。
- ② 風呂・給湯に給湯機器を使用し、併せて厨房機器・暖房機器を使用する需要であること。

4. 契約の締結

- (1) お客様は、この選択約款を承諾の上、当社に使用を申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が前項の申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客様がこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客様が当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客様が希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

5. 料金

- (1) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については、一般契約の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

6. 割引制度

- (1) 当社は、この一般ガス供給約款に基づくガス需給契約の料金が適用されている同一需要場所において、西部ガス株式会社との電気の需給契約が成立しているお客さまに対して、割引制度（ガスとでんきセット割）を適用いたします。
- (2) 当社は、当社があらかじめ定めた日までにこの約款に基づくガス需給契約及び西部ガス株式会社との電気の需給契約が成立している場合は、原則として、その日が属する月の翌月の定例検針日の料金算定期間のガス料金に対して割引制度を適用いたします。
- (3) 当社は、当社があらかじめ定めた日までにこの約款に基づくガス需給契約若しくは西部ガス株式会社との電気の需給契約のいずれかが解約している場合は、原則として、その日が属する月の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。
- (4) 当社は、割引制度を適用する場合、別表 2. 料金表 2 に基づき割引いたします。

7. 設置確認

- (1) 当社は、3に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。
- (2) 厨房機器、給湯機器、暖房機器を取り外すなど、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

8. 契約の変更又は解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

9. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

本選択約款は、2022年9月1日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、本社において掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 料金表 1

(1) 適用区分

料金表A 使用量が 0 立方メートルから 2 1 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が 2 1 立方メートルを超え、3 1 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が 3 1 立方メートルを超え、9 9 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が 9 9 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	9 2 4 . 0 0 円
--------------------	---------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 7 4 . 8 0 円
-------------	---------------

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 7 4 9 . 0 0 円
--------------------	-----------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 5 . 5 3 円
-------------	---------------

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4 0 4 6 . 3 9 円
--------------------	-----------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 1 . 9 8 円
-------------	---------------

(5) 料金表D (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4 5 1 0 . 0 0 円
--------------------	-----------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 6 . 4 8 円
-------------	---------------

2. 料金表 2 (割引制度) (消費税等相当額を含みます)

ガスとでんきセット割

1 契約につき	1 6 5 . 0 0 円
---------	---------------